

八潮市まちの景観と空家等の対策に関する協定書

八潮市（以下「甲」という。）と埼玉司法書士会（以下「乙」という。）は、空家等の対策の推進を図るため、次のとおり協定を締結するものである。

（目的）

第1条 この協定は、八潮市まちの景観と空家等対策計画及び八潮市まちの景観と空家等の対策の推進に関する条例に基づき、甲と乙が相互に協力し、建築物等の適切な管理に関し総合的に取り組むことにより、市民が安全にかつ安心して暮らせる良好な街並の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物等 建築物又はこれに附属する工作物及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。次号において同じ。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (2) 空家等 建築物等のうち居住その他の使用がなされていないことが常態である建築物又はこれに附属する工作物及びその敷地をいう。
- (3) 管理不全状態 次に掲げるいずれかの状態をいう。
 - ア そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - イ そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - ウ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
 - エ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
- (4) 特定空家等 管理不全状態であると認められる空家等をいう。
- (5) 特定居住物件等 管理不全状態であると認められる建築物等（空家等を除く。）をいう。
- (6) 所有者等 所有者又は管理者をいう。
- (7) 関係団体 空家等及び特定居住物件等の対策に関連する団体をいう。

（甲の役割）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 市内にある空家等及び特定空家等の所有者等並びに特定居住物件等の所有者等及び占有者から、建築物等の管理等に関する相談を受けた場合は、乙の会員が行う業務を紹介する。
- (2) 広報紙、市ホームページその他の方法により、乙の会員が行う業務の広報に努める。

（乙の役割）

第4条 乙は、甲から依頼があった空家等、特定空家等及び特定居住物件等における、次に掲げる事務について、事務委託を受ける会員又は成年後見人等（保佐人、補助人を含む。以下同じ。）若しくは財産管理人候補者の推薦をする。

- (1) 甲及び所有者等からの空家等及び特定空家等に関する相談

- (2) 空家等の権利調査
- (3) 空家等の相続人調査
- (4) 後見開始等（保佐開始、補助開始を含む。）並びに相続財産管理人選任又は不在者財産管理人選任の各審判申立書の作成
- (5) 空家等の利活用にかかる契約条項の検討助言及び当該利活用にかかる登記手続
- (6) 成年後見人等、相続財産管理人及び不在者財産管理人候補者の推薦
- (7) その他空家対策に関する事務

2 甲及び所有者等は、前項の規定により乙が推薦した者に事務を委託する場合には、乙が推薦した者との間で事務委託契約を締結するものとする。ただし、前項第1号及び第6号の場合はこの限りではない。

（事務処理要領）

第5条 甲は、前条第2項の規定により甲及び所有者等が乙の会員に委託する事務について別途、事務処理要領（以下「要領」という。）を定めることができる。この場合において、乙は、当該要領に従って事務処理をするよう受託会員及び受託会員になろうとする者に周知するものとする。

2 甲が、要領を定め又はこれを変更する場合は、乙の意見を求めるものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

（協定書の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による協定の解除の申し出がないときは、期間満了の翌日から1年間更新されるものとし、その後の更新についても同様とする。

（秘密の保持）

第7条 乙及び乙の事務委託を受けた者等の関係者は、本業務を通じて知り得た個人情報等を他に漏らし、又は利用してはならない。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙は署名押印の上、各1通を保有する。

平成28年11月7日

埼玉県八潮市中央一丁目2番地1

甲

八潮市長 大山 忍 印

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目16番58号

乙 埼玉司法書士会

会長 山 寄 秀美 印